

ミツヒロニュース



若葉薫る、爽やかな季節です。先日、「稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか？」という税理士のろが書かれた本を読みました。彼が出会った成功している経営者は長財布を使っており、財布の価格の数百倍が年収を表す。など興味深い内容でした。財布を替えることで、お金・人・仕事への意識が変わり、成功への道が開けるようです。皆様も試してみませんか？
光廣 昌史

今月のトピックス

- 相続税パニックの足音
…相続税が増税されます
- 立て替えた休職中の社会保険料…休職期間中も健康保険料と厚生年金保険料を負担しなくてはなりません
- あとがき
「そうじ」をすると／日本の行方

相続税パニックの足音

今年相続税の改正が予定されています。本来なら4月1日より改正される予定でしたが、現在、税制改正法案が国会で成立していないため、いつになるかは分かりません。しかし、いずれは必ず施行されると思います。この改正の影響は大きなものがあり、それを踏まえた対策が必要となります。

(1) 相続税課税割合の推移

中国5県下における相続税申告の割合は、平成21年は一年間に亡くなられた人が、78,425人その内2,412人が相続税の申告をしました。課税割合は3.1%です。それ以前の割合を見ていただくと分かるように、平成12年に4.1%を記録していますが、それ以後は3%台になっています。

相続税の申告実績【中国版】

| | 平成10年分 | 平成11年分 | 平成12年分 | 平成13年分 | 平成14年分 | 平成15年分 | 平成16年分 | 平成17年分 | 平成18年分 | 平成19年分 | 平成20年分 | 平成21年分 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 被相続人数 (死亡者数) | 人 66,840 | 人 70,672 | 人 68,856 | 人 68,876 | 人 69,301 | 人 71,362 | 人 72,004 | 人 75,389 | 人 75,235 | 人 76,392 | 人 79,143 | 人 78,425 |
| 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 人 2,583 | 人 2,836 | 人 2,796 | 人 2,544 | 人 2,543 | 人 2,410 | 人 2,394 | 人 2,431 | 人 2,289 | 人 2,400 | 人 2,380 | 人 2,412 |
| 課税割合 (②÷①) | % 3.9 | % 4.0 | % 4.1 | % 3.7 | % 3.7 | % 3.4 | % 3.3 | % 3.2 | % 3.0 | % 3.1 | % 3.0 | % 3.1 |

今回の改正によって、相続税の課税対象者は相当数増加し、全国での相続税の課税割合は6%台になると、内閣府では試算しています。中国5県下では、そこまではないと思いますが、仮に5%になるとすると、1,500人相続税の申告をする人が増加します。

(次ページへ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

相続財産価格階級別状況を見ても分かるように、平成 20 年では相続税の申告をした人 2,380 人のうち課税価格 1 億円以下の人が 626 人、1 億円から 2 億円までが 1,226 人を占めており全体の割合では 77%になっています。

今まで相続税の申告が必要でなかった人が 1,500 人増加するという事は、ほとんどの人が相続財産が 1 億円以下の人ということになります。財産が少ない人にも課税が発生するという事で、大衆課税に近づいたと言えるのではないのでしょうか。

相続財産価格階級別状況【中国版】

(単位:人(%))

| | 平成 18 年 | | 平成 19 年 | | 平成 20 年 | |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 億円以下 | 541 | (23.6) | 565 | (23.5) | 626 | (26.3) |
| 1 億円超 | 1,178 | (51.5) | 1,281 | (53.4) | 1,226 | (51.5) |
| 2 億円超 | 338 | (14.8) | 333 | (13.9) | 292 | (12.3) |
| 3 億円超 | 174 | (7.6) | 153 | (6.4) | 168 | (7.1) |
| 5 億円超 | 31 | (1.4) | 40 | (1.7) | 34 | (1.4) |
| 7 億円超 | 16 | (0.7) | 19 | (0.8) | 17 | (0.7) |
| 10 億円超 | 9 | (0.4) | 8 | (0.3) | 13 | (0.5) |
| 20 億円超 | 1 | (0.0) | 1 | (0.0) | 1 | (0.0) |
| 30 億円超 | 1 | (0.0) | | (0.0) | 1 | (0.0) |
| 50 億円超 | | (0.0) | | (0.0) | 1 | (0.0) |
| 70 億円超 | | (0.0) | | (0.0) | | (0.0) |
| 100 億円超 | | (0.0) | | (0.0) | 1 | (0.0) |
| | 2,289 | (100.0) | 2,400 | (100.0) | 2,380 | (100.0) |

改正前後の相続税額の比較

(1)相続人は配偶者と子供 2 人

(単位:万円)

| 相続財産 | 5,000 | 6,000 | 7,000 | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 相続税額(改正前) | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 100 | 463 | 950 |
| 相続税額(改正後) | 10 | 60 | 113 | 175 | 240 | 315 | 747.5 | 1,350 |
| 差額 | 10 | 60 | 113 | 175 | 190 | 215 | 284.5 | 400 |

(2)相続人は子供 2 人

(単位:万円)

| 相続財産 | 5,000 | 6,000 | 7,000 | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 相続税額(改正前) | 0 | 0 | 0 | 100 | 200 | 350 | 1,200 | 2,500 |
| 相続税額(改正後) | 80 | 180 | 320 | 470 | 620 | 770 | 1,840 | 3,340 |
| 差額 | 80 | 180 | 320 | 370 | 420 | 420 | 640 | 840 |

(2)相続税の課税対象者の増加要因

1. 相続税基礎控除の引下げ(平成 23 年度改正)

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数 → 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

2. 死亡保険金の非課税措置の縮減(平成 23 年度改正)

500 万円 × 法定相続人の数(法定相続人の数の制限、即ち改正後は、未成年者、障害者、被相続人と生計を一にしていた者のいずれかに該当しないと人数にカウントできない)

3. 小規模宅地等の相続税課税価格計算の特例対象の縮小(平成 22 年度改正)

(1)相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(改正前 200 m²まで 50%減額)が適用対象から除外されました。

従来は特定要件を満たさない場合でも、最低 200 m²まで 50%の減額を受けることができましたが今後は認められなくなりました。

(2)一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとしました。即ち、一部取得の取扱いが廃止されました。

(3)一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用住宅等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算することになりました。

(4)特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明文化されました。

例1) 自宅用地 200 m² (評価額 3,000 万円) を同居配偶者と長男 (別居) が取得する場合

| | 取得割合 | 従来 評価額 | 改正後 | |
|-------|------|-----------|-----------|--------|
| | | | 軽減額 80% | 評価額 |
| 同居配偶者 | 10% | 300 万円 | △240 万円 | 60 万円 |
| 別居長男 | 90% | 2,700 万円 | △2,160 万円 | 540 万円 |
| 合計 | 100% | 3,000 万円 | △2,400 万円 | 600 万円 |

(改正後でも配偶者が 100%取得すれば 2,400 万円の控除が適用されます)

例2) 敷地 200 m² (評価額 5,000 万円) の上に 5 階建ての建物を作り最上階が自宅、1 階から 4 階を貸付用とする。この敷地を同居配偶者が取得する場合の軽減額

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 従来 | 5,000 万円 × 80% = 4,000 万円 |
| 改正後 | 居住部分 5,000 万円 × 1/5 × 80% = 800 万円 |
| | 貸付部分 5,000 万円 × 4/5 × 50% = 2,000 万円 |
| 合計 | 2,800 万円 |

小規模宅地の評価の軽減の適用が厳しくなったため、評価が上がるケースが発生しています。

(3) 具体的なケース

相続人 子供2人 (別居で生計別、持ち家あり)

自宅 (200 m²) 4,000 万円、現金・預金 3,000 万円、生命保険 1,000 万円、合計 8,000 万円

① 従来

| | | |
|-----------------------|-----------|--------------------------------|
| 自宅 200 m ² | 4,000 万円 | |
| 小規模宅地の軽減額 | △2,000 万円 | (200 m ² まで 50%減額) |
| 現金・預金 | 3,000 万円 | |
| 生命保険 | 1,000 万円 | |
| 生命保険控除 | △1,000 万円 | (500 万円 × 法定相続人数) |
| 合計 | 5,000 万円 | |
| 基礎控除 | △7,000 万円 | (5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数) |
| | 0 | |

② 改正後

| | | |
|-----------------------|-----------|------------------------------|
| 自宅 200 m ² | 4,000 万円 | |
| 現金・預金 | 3,000 万円 | |
| 生命保険 | 1,000 万円 | |
| 合計 | 8,000 万円 | |
| 基礎控除 | △4,200 万円 | (3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数) |
| | 3,800 万円 | |
| 相続税額 | 470 万円 | (1,900 万円 × 15% - 50 万円) × 2 |

今まで相続税の負担がなかったものが、2人で 470 万円負担しなければなりません。財産によっては、納税資金がないケースも発生しますので、ぜひ早めに相続税の試算をしていただければと思います。まずは、相続財産を把握した後に、対策を立てることになります。

立て替えた休職中の社会保険料

◆休職期間中の社会保険料徴収はどうする

会社を傷病等で休んでいて、賃金の支払いがないような場合でも、社会保険料については、支払わなければなりません。最近、うつ病等の患者数は増加傾向にあり、従業員が長期休職することも珍しくないようです。

休職している間の社会保険料を、会社が立て替えた場合、復帰後に返済してもらう約束をしていますが、休職期間満了で退職してしまい、徴収できなかった等というケースがあります。又、復帰したとしても、期間がだいぶ経ってから徴収もれに気付き、まとめて返済を求めにくい等という場合もあります。

社会保険料は、育児休業期間以外は、被保険者であれば、健康保険料と厚生年金保険料を本人、会社とも負担しなくてはなりません。

◆休職中の保険料の取り扱いを決めておく

従業員の私傷病による休職は、普通は、一定期間、雇用関係を維持したまま、就労義務は免除する事としている会社が多いと思います。その間、会社は、従業員の社会保険料を負担する義務はありませんが、賃金の支払いがない場合、保険料徴収はできません。しかし、会社は月末になれば、会社分と従業員分の保険料を納入しなければなりませんので、本人から確実に保険料が徴収できるよう、本人に知らせておく必要があります。就業規則や給与規程で休職中の保険料の取り扱いを明記しておく事が、従業員に周知させる事になると思います。

◆休職中の取り扱いについて通知書を出す

休職する従業員に対しては会社の規程だけでなく、個々に「休職取扱い通知書」を発行し、いつからいつまでの休職を命ずるのか、又休職期間中の労働条件(休業中は給与を支払わない等)を記します。

本人負担の社会保険料額を記し、毎月払ってもらうのであれば、日付を決め指定日までには振り込んでもらうよう会社の口座を指示します。又、支払う住民税についても取り扱いを決めておく方がよいでしょう。

その他、休職中の傷病具合の報告義務や復帰時や、復帰後の労働条件等も通知書記載しておく事が大事です。

参考文献

J-NEWS3月号／株式会社 東京ファイナンシャルプランナーズ

国税庁HP広島国税局／相続税の調査事績(平成 21 事務年度)及び申告事績(平成 21 事務年度)ゆりかご倶楽部トピックス(2011 年 3 月 29 日掲載分)

あしがき

下田です。爽やかな季節とは裏腹に、私の机周りは資料が山積み！隙間にはホコリが…ハイ！整理整頓が苦手な私、そうすると掃除が行き届かないのは勿論のこと。

そんな時に社長から手渡されたのが、志賀内泰弘(しがない やすひろ)さん著書の『なぜ「そうじ」をすると人生が変わるのか』。三話構成の内、「第一話」を無料発行したものでした。「そうじ」をするだけで、仕事・お金・人望・恋愛・運・家庭・人間関係・人生そのもの、すべてよくなる！…とにかく信じてやるだけ。完結した物語なので、サッと気楽に読めたうえ、気づかされる事が多くありました。インターネットでも無料公開されており、PDFでダウンロードが可能ですので、興味のある方は是非ご覧になってくださいね。アドレスは、giveandgive.comです。

和田です。震災から、1ヵ月以上が経ち、余震や原発などに不安要素が無いわけではないですが、復興に向けて本格的に動き出しているように感じます。震災後の日本人の冷静な対応に世界から賞賛の声が送られています。この結果を踏まえると、世界に誇れる国民性を日本人が備えているということでしょうから、同じ日本国民として嬉しく思っています。ただ、日本政府が優秀で無いのが、気がかりです。情報をろくに出さず、対応は後手後手に回り、拳げ句の果てには、子供手当の廃止や議員や公務員の人員及び給与の削減などの歳出削減の議論は行わず、増税の話が、まことしやかに浮上しています。こんな政府にはさっさと退陣願いたいものですが、そういうわけにも行かないのが現状だと思いますので、近い将来の総選挙において、日本の自浄作用が発揮され、新たなる政権の基で日本が再興することを切に願うばかりです。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

